

金融庁の組織再編について

金融庁の組織再編について

金融庁では、金融機関に対する監督や金融関連制度の企画・立案など様々な業務に取り組む中、「資産運用立国」の取組を更に発展させることをはじめとする重要政策への対応、金融分野におけるデジタル技術の進展への対応、金融機関に対するモニタリングの高度化など、金融行政上の新たな課題も生じています。

そこで、これらの課題に対応するため、本年夏に金融庁の組織再編を行い、監督局の所掌範囲が過大にならないよう適正に見直すことにより、きめ細かく効率的・効果的な監督業務を進めていくための環境を整えることとしました¹。

以下では本年8月の組織再編のポイントを紹介します。

1. 各分野のビジネスの発展やイノベーションの促進を図り、それぞれの監督・モニタリングの高度化を進める

これまでの総合政策局を「資産運用・保険監督局」に再編し、近年重みが増す資産運用業及びアセットオーナーでもある保険業に対する監督の連携強化を行います。

次に、監督局を「銀行・証券監督局」に再編し、銀行業・証券業の実態を踏まえた、グループベースでの監督の高度化を図ります。

加えて、マネー・ローンダリングや金融機関へのサイバー攻撃への対応等といった専門的横断テーマを担当し、両監督局と連携して業務を行う総括審議官を、「監督総括審議

官」に名称変更を行い、役割の明確化を行いました。

2. 金融庁が不断に進化し続けるための体制を強化する

「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」の設置に伴い、これまで総合政策局で担ってきた全庁的な金融行政の立案・総合調整機能については、新たに官房部門を担当する次長（局長級）を設置し、ここで担うこととしました。

また、既存の参事官（課長級）を課長に名称変更する形で、国際課、信用課、郵政金融課、資金決済課、暗号資産・ステーブルコイン課を新たに設置しました。

なお、これらの組織再編については、金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）等に基づき行うものであり、本年8月7日に施行しました。

金融庁としては、こうした組織体制の見直しも進めながら、金融・経済を巡る環境が目まぐるしく変化する中において、質の高い金融行政サービスを提供し続けられるよう、引き続き取り組んでまいります。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r8/20260805.html>

図表 組織再編の概要

